

国立大学法人小樽商科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程において、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にし、個々の役員の業績及び勤務実績に応じて、その額の100分の10の範囲内でこれを増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準じて、広域異動を行った者に対して支給する広域異動手当を新設した。 }

理事 { 法人の長の改定内容と同じ }

理事(非常勤) { 改定なし }

監事 { 適用者なし }

監事(非常勤) { 改定なし }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	17,068	11,928	4,796	119 (地域手当) 107 (通勤手当) 118 (寒冷地手当)		3月31日	
A理事	13,426	9,408	3,782	94 (地域手当) 24 (通勤手当) 118 (寒冷地手当)		3月31日	
B理事	13,429	9,408	3,782	94 (地域手当) 145 (寒冷地手当)			
C理事 (非常勤)	924	924	0	0 ()			
A監事 (非常勤)	308	308	0	0 ()			
B監事 (非常勤)	700	700	0	0 ()			

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
理事 (非常勤)					該当者なし	
監事 (非常勤)					該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

人員の適正な配置と業務の効率化・合理化を図り、運営費交付金を勘案し、適正な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえ、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	5段階(A～E)の昇給区分を設け、年1回(1月1日)、前1年間における勤務成績に応じて昇給区分を決定し、当該昇給区分に基づき、上位の号俸に昇給させることができる。
基本給月額 (昇格・降格)	昇格:勤務成績が良好で、かつ、本学が定める昇格基準に達している場合には、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績区分の支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

基本給表(平成19年4月1日改正)

- ・初任給を中心に若年層に限定した基本給月額の設定を行った。

基本給調整額(平成19年4月1日改正)

- ・基本給月額の設定に伴い調整基本額の一部について改正を行った。
- ・大学院研究科に新たに博士後期課程が設置されたこと及び学校教育法の改正により助手の職務内容が変更されたことに伴い、支給要件を改正した。

管理職手当(平成19年4月1日改正)

- ・手当額を定率制から基本給表別、職務の級別、手当の種別毎の定額制とした。

扶養手当(平成19年4月1日改正)

- ・配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額(職員に配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く。)を6,500円に改正した。

広域異動手当(平成19年4月1日改正)

- ・広域異動を行った職員に対して支給する手当を新設した。

管理職員特別勤務手当(平成19年4月1日改正)

- ・管理職手当の種別が二種である職員については8,000円から8,500円に、三種である職員については6,000円から7,000円に、四種である職員については4,000円から6,000円に引き上げた。

入試手当

- ・支給対象業務に、大学入試センター、学部、大学院の入学試験の面接員及び監督員の業務を追加した。(平成19年4月1日改正)
- ・商学部(一般選抜前期日程)の採点委員に支給する手当額を3,000円引き上げた。(平成20年2月5日改正)

勤勉手当(平成19年12月1日改正)

- ・年間の支給月数(年間の支給総額の上限)を0.05月分引き上げた。
0.05月の引き上げ分については、19年度については、6月期の勤勉手当は既に支給済みであることから、12月期で0.05月分引き上げ、20年度以降は、6月期と12月期に0.025月分ずつ割り振ることとした。

寒冷地手当

- ・1箇月未満の本邦外への渡航に伴う手当の日割り支給を廃止した。(平成19年4月1日改正)
- ・平成19年度に支給する手当額を平成18年度の支給額に据え置き、国に準じて講じた経過措置を1年繰り延べた。(平成19年11月1日改正)
- ・基本給の半減措置の適用を受ける者の手当額を世帯等の区分に応じて定める額からその半額を減じた額とした。(平成19年12月1日改正)

勤務1時間当たりの給与額の算出(平成19年4月1日改正)

- ・勤務1時間当たりの給与額及び超過勤務手当、休日給並びに夜勤手当の支給に係る勤務1時間当たりの給与額の算出基礎及び算出方法を改正した。

給与の減額(平成19年12月1日改正)

- ・連続する病気休暇が90日(結核性疾患については1年)を超えた場合の基本給及び基本給調整額にかかる半減措置を新たに規定した。

育児短時間勤務制度の導入に伴う改正(平成19年11月1日改正)

- ・育児短時間勤務職員の基本給月額について規定するとともに、基本給調整額、初任給調整手当、管理職手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当における基礎額等の特例について規定した。

2 職員給与の支給状況

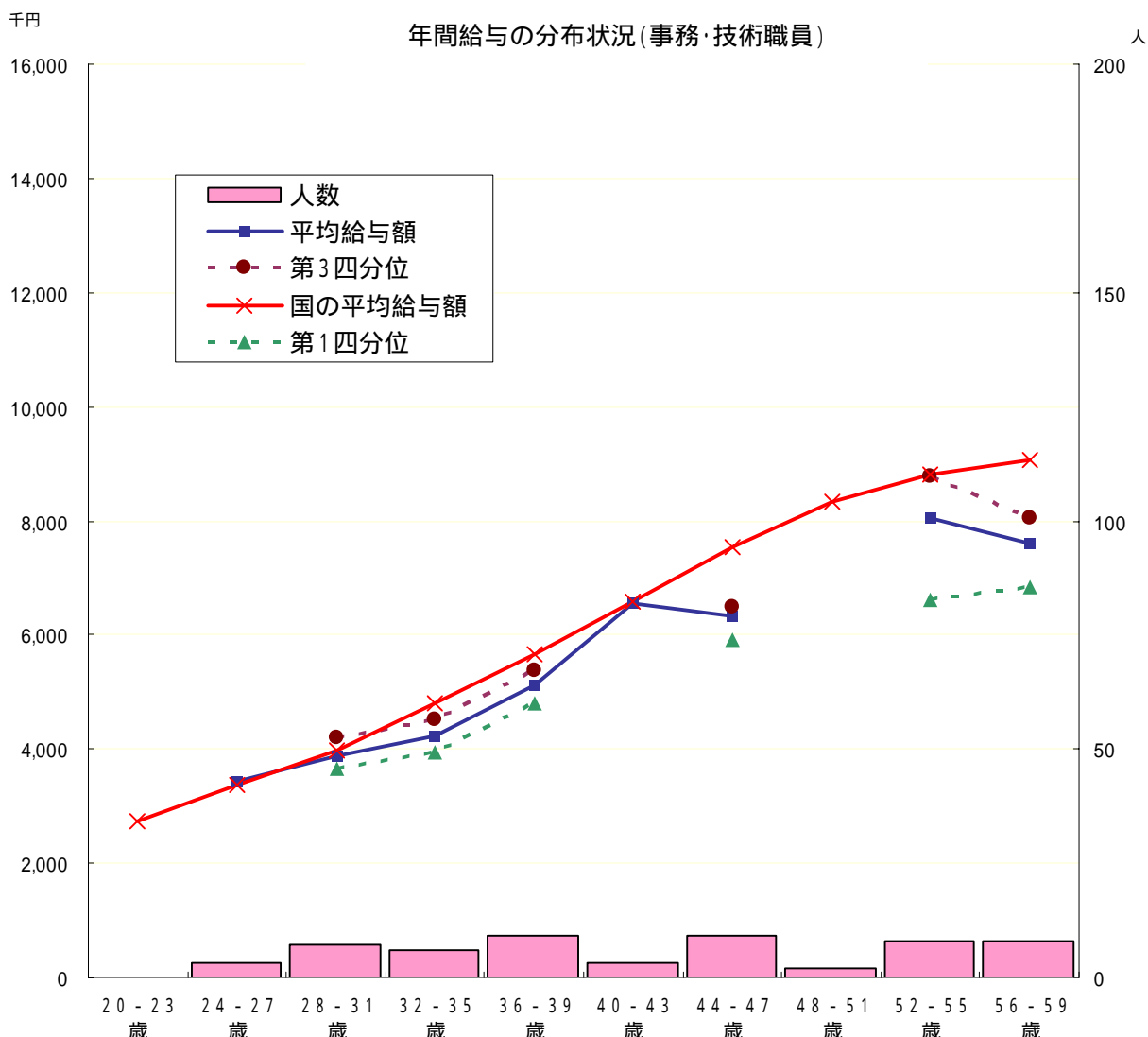
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	177	46.2	7,901	5,689	135	2,212
事務・技術	55	43.4	6,028	4,417	107	1,611
教育職種 (大学教員)	121	47.4	8,779	6,286	148	2,493
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
非常勤職員	3	49.8	4,512	3,357	262	1,155
事務・技術	3	49.8	4,512	3,357	262	1,155
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))
 (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

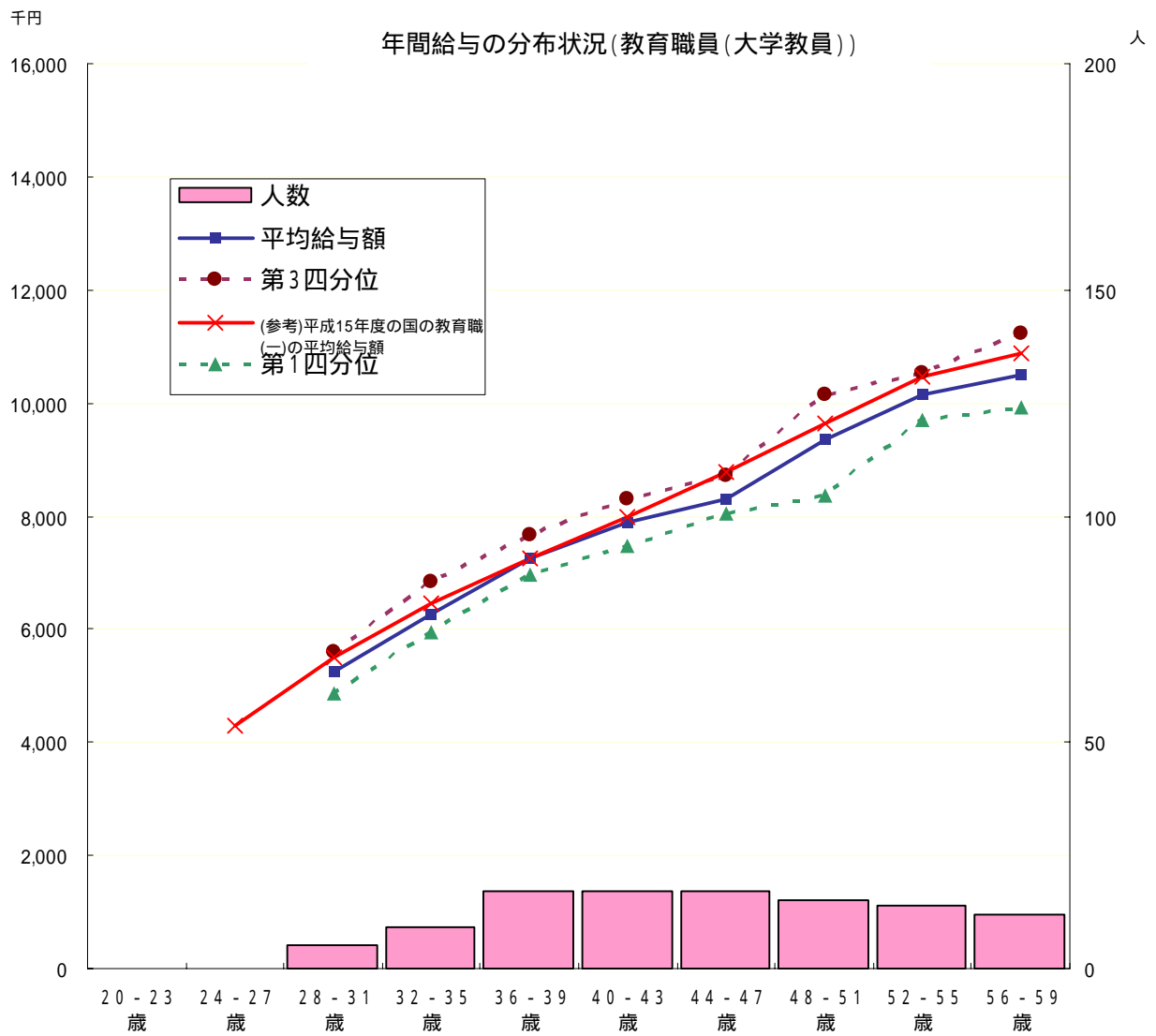


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 注2: 年齢24～27歳、40～43歳、48～51歳の該当者は、4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。
 注3: 年齢48～51歳の該当者は、2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
局長	1	55.5	-	-	-	-	-
課長	7	54.5	8,057	8,704	8,997		
課長補佐	6	56.3	6,851	6,989	7,204		
係長	25	44.0	5,304	5,876	6,417		
主任	4	37.5	-	4,598	-		
係員	12	30.1	3,450	3,816	4,122		

注1: 「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。
 注2: 局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。
 注3: 主任の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	68	53.3	8,780	9,848	10,637
准教授	44	39.6	6,847	7,304	7,902
助教	5	37.1	4,859	5,744	6,451
助手	3	50.5	-	6,718	-
教務職員	1		-		-

注1:助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長課長代理	課長代理課長
人員(割合)	55	2 (3.6%)	13 (23.6%)	23 (41.8%)	6 (10.9%)	3 (5.5%)
年齢(最高～最低)		27～27	34～27	55～35	58～47	58～58
所定内給与年額(最高～最低)		2,555～2,345	3,534～2,497	4,947～3,263	5,410～4,531	5,187～5,098
年間給与額(最高～最低)		3,450～3,218	4,770～3,394	6,743～4,528	7,491～6,363	7,288～7,194

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員(割合)		7 (12.7%)	該当者なし ()%	1 (1.8%)	該当者なし ()%	該当者なし ()%
年齢(最高～最低)		59～43	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,944～5,854	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		9,223～8,057	～	～	～	～

注:1級及び8級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	121	1 (0.8%)	8 (6.6%)	3 (2.5%)	41 (33.9%)	68 (56.2%)
年齢(最高～最低)		～	60～29	31～30	51～32	62～40
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,100～3,407	4,273～3,809	6,157～4,147	8,838～5,664
年間給与額(最高～最低)		～	7,060～4,630	5,830～5,359	8,579～5,801	12,563～8,054

注:1級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	66.6%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.9%	33.4%	34.1%
	最高～最低	42.2～32.5%	39.4～30.7%	40.8～31.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	67.3%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	32.7%	33.5%
	最高～最低	40.4～31.2%	37.9～29.4%	37.8～30.3%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	67.6%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.4%	32.4%	32.9%
	最高～最低	36.0～32.3%	34.9～30.5%	35.4～31.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	68.0%	67.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.0%	32.0%	33.0%
	最高～最低	40.4～32.1%	37.0～30.3%	37.7～31.1%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

89.2

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

102.7

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.2	
	参考	地域勘案 95.3 学歴勘案 89.8 地域・学歴勘案 95.7
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 51.9% (国からの財政支出額 1,505百万円、支出予算の総額 2,901百万円 :平成19年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%以上であるが、 対国家公務員指数は100未満であり、また、累積欠損もないため、適切な 給与水準であると考えている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	引き続き、適切な給与水準を維持していくこととする。	

教育職員(大学職員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の
比較指標 97.2

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,655,043	千円 1,622,989	千円 (%) 32,054 (2.0)	千円 (%) 34,725 (2.1)
退職手当支給額 (B)	千円 155,740	千円 27,003	千円 (%) 128,737 (476.8)	千円 (%) 36,737 (19.1)
非常勤役員等給与 (C)	千円 110,090	千円 101,709	千円 (%) 8,381 (8.2)	千円 (%) 8,136 (8.0)
福利厚生費 (D)	千円 208,346	千円 213,026	千円 (%) 4,680 (2.2)	千円 (%) 2,529 (1.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 2,129,219	千円 1,964,727	千円 (%) 164,492 (8.4)	千円 (%) 8,653 (0.4)

総人件費について参考となる事項

-) 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が2.0%増となった主な要因
- ・欠員となっていたポストに対して、欠員補充として教員を採用したことに伴い、給与等支給額が増加した(教員数2名増)
 - ・初任給を中心に若年層に限定した基本給月額の設定を行ったことに伴い、給与等支給額が増加した
 - ・勤勉手当の年間の支給月数を0.05月分引き上げたことに伴い、勤勉手当支給額が増加した

-) 「最広義人件費」の対前年度比が8.4%増となった主な要因

- ・上記)に記載した主な要因により、給与、報酬等支給総額が増加した
- ・退職手当支給額が増加した
- ・特別教育研究経費を財源とする非常勤職員を新たに5名採用したことに伴い非常勤役員等給与が増加した

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

-) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

-) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

-) 上記)及び)の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,756,272	1,622,989	1,655,043
人件費削減率 (%)		7.6	5.8
人件費削減率(補正值) (%)		7.6	6.5

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし